

先発事例調査報告

『地域公共交通構築の推進体制』

平成29年11月27日(月)

第3回岩手県地域公共交通活性化検討会議

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
(平成19年法律第59号)

- (1) 地域公共交通網形成計画の策定を目的
- (2) 法定協議会が当該計画の策定及び実施主体
- (3) 地域公共交通会議及び運営協議会との統合も可能

法定協議会

【主宰者】

市町村(複数市町村合同可、都道府県可)

【構成員】

市町村、住民代表、県、運輸局、旅客自動車運送事業者、道路管理者、県警、学識経験者等

【目的】

多様な地域関係者の参画のもと、地域公共交通網形成計画の策定等の協議

法定協議会は、地域の関係者が一体となって、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生をする上で、**中心的な役割を担う**

道路運送法(昭和26年法律第183号)

- (1) 平成18年の道路運送法の一部改正に伴い、**地域公共交通会議**及び**運営協議会**の設置について、**明文化**。
- (2) 目的を統合することで、**一つにすることも可能**。(法定協議会との統合も可能)

地域公共交通会議

【主宰者】

市町村(複数市町村合同可、都道府県可)

【構成員】

市町村、住民代表、県、運輸局、旅客自動車運送事業者、道路管理者、県警等

【目的】

地域の既存交通と整合性を図りつつ、**ニーズに即した乗合運送サービスの運行形態、サービス水準、運賃体系等について、地域関係者参画のもと協議**

乗合事業者へ委託する場合

法4条に基づく乗合事業者による運送

運営協議会

【主宰者】

市町村(複数市町村合同可、都道府県可)

【構成員】

市町村、住民代表、地域のボランティア団体等、県、運輸局、タクシー事業者及びタクシー協会等

【目的】

NPOや社会福祉団体等の非営利法人が、**地域内の住民、要介護者や身体障がい者等の輸送サービスの形態、運賃体系等について、地域関係者参画のもと協議**

乗合・乗用事業者によることが困難な場合

法78条に基づく自家用車による自家用有償運送(市町村運営有償運送)

法78条に基づく自家用車による自家用有償運送(NPO等による交通空白地有償運送・福祉有償運送)

1 青森県

- (1) 青森県・青森県バス交通等対策協議会・交通事業者（法定協議会）
広域路線ネットワークの形成・拠点形成・利用促進・維持
- (2) 各都市圏市町村・交通事業者（同協議会地域分科会等）
圏域内路線ネットワークの形成・拠点形成・利用促進・維持

青森県・青森県バス交通等対策協議会・交通事業者
広域路線ネットワーク形成・拠点形成・利用促進・維持

むつ都市圏市町村・交通事業者
圏域内路線ネットワーク形成
拠点形成・利用促進・維持

青森都市圏市町村・交通事業者
圏域内路線ネットワーク形成
拠点形成・利用促進・維持

十和田・三沢都市圏市町村
交通事業者
圏域内路線ネットワーク形成
拠点形成・利用促進・維持

弘前都市圏市町村
交通事業者
圏域内路線ネットワーク形成
拠点形成・利用促進・維持

八戸都市圏市町村・交通事業者
圏域内路線ネットワーク形成
拠点形成・利用促進・維持

五所川原都市圏
市町村
交通事業者
圏域内路線
ネットワーク
形成拠点形成
利用促進
維持

2 奈良県

- (1) 奈良県地域交通改善協議会（法定協議会）
全県における広域路線ネットワークの確保・維持・改善（基本的な方針等の決定）
- (2) 地域別部会・路線別検討会議（同協議会地域別部会等）
各地域毎における圏域内路線ネットワークの確保・維持・改善（目標・事業等）

構成委員の格上げにより
意思決定力を有する協議組織に

「奈良県地域交通改善協議会」

会 長：奈良県知事
委 員：市町村長、交通事業者・関係団体代表
近畿運輸局（自動車交通部長、企画観光部長※、奈良運輸支局長）等
※現在は、交通政策部長

「奈良県地域交通改善協議会幹事会」

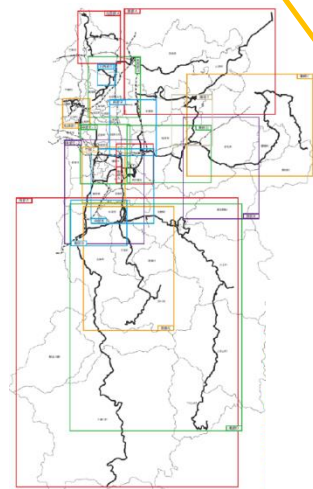
会 長：奈良県県土マネジメント部長
委 員：副市町村長、交通事業者・関係団体担当役員、近畿運輸局担当課長 等

「地域別部会」

奈良県県土マネジメント部次長、市町村公共交通担当課長、奈良運輸支局担当課長 等
※検討内容に応じて、事業者代表（バス協会・タクシー協会・奈良労働組合協議会）

北西部地域	中部地域	東部地域	南部地域
奈良市、大和郡山市、 生駒市、香芝市、平群町、 三郷町、斑鳩町、安堵町、 川西町、三宅町、田原本町、 上牧町、王寺町、河合町	大和高田市、橿原市 桜井市、御所市、葛城市、 高取町、明日香村、広陵町	奈良市、天理市、桜井市、 宇陀市、山添村、曾爾村 御杖村、東吉野村	五条市、吉野町、大淀町、 下市町、黒滝村、天川村、 野迫川村、十津川村、 下北山村、上北山村、 川上村、東吉野村

路線別検討会議（19グループ）



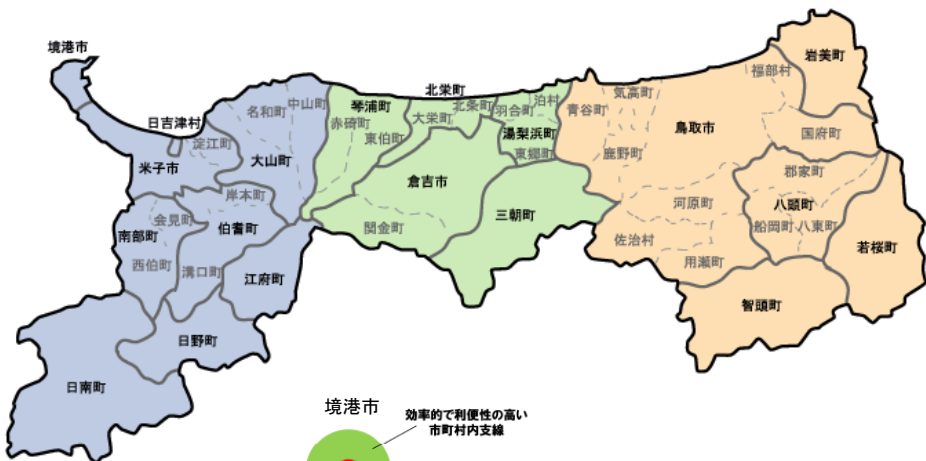
○ 県北部と中南部では大きく環境が異なる（人口密度：北西部1,384人/km²、東部160人/km²、南部16人/km²）ことから、地域特性を鑑み、県内を19のグループに分けてとりまとめ

○ 基本的な方針は全グループで共有するが、目標や事業はグループ毎に設定

1 鳥取県

生活圏域毎におけるネットワークの形成・拠点形成・利用促進・維持

- (1) 鳥取県西部地域公共交通活性化協議会（法定協議会）
- (2) 鳥取県東部地域公共交通活性化協議会（法定協議会）
- (3) 鳥取県中部地域公共交通活性化協議会（法定協議会）



※鳥取県西部地域公共交通網形成計画

2 八戸市

- (1) 八戸市地域公共交通会議（法定協議会・地域公共交通会議）
八戸市内の地域公共交通ネットワークの形成・拠点形成・利用促進・維持
- (2) 八戸圏域公共交通計画推進会議（ワーキング）
八戸圏域における広域路線ネットワークの形成・拠点形成・利用促進・維持

推進・管理体制	構成員	役割
八戸市地域公共交通会議	・市民 ・学識経験者 ・交通事業者 ・道路管理者 ・交通管理者 等	・市民のニーズ変化に合わせた地域公共交通の見直し・改善（短期）や、持続可能な交通体系の構築に向けたプロジェクトの検討（中・長期）などを継続的に協議できる「場」として位置づける。
八戸市地域公共交通各種分科会	・事業主体 ・その他関係者	・計画に位置付けられた事業の実施について専門的な調査、検討を行う。
(仮称)八戸市地域公共交通網形成調整分科会	・学識経験者 ・鉄道事業者 ・バス事業者 ・タクシー事業者 ・その他関係者	・交通拠点における乗継機能強化など、複数交通モード間の連携が必要になるプロジェクトの検討を行う。
路線バス事業検討部会	・学識経験者 ・バス事業者	・路線網の再編計画や見直し計画を検討する。 ・利用促進メニューを検討する。
タクシー連携事業検討部会	・学識経験者 ・タクシー事業者	・タクシーの新たな取り組みについて検討する。
八戸圏域公共交通計画推進会議（ワーキング）	・八戸圏域8市町村 ・バス事業者	・関係市町村に跨る広域的な路線について、関係市町村と連携しながら、広域的なバスネットワークや交通結節点のあり方を検討する。
みんなでかいぜん会議	・市民 ・八戸市地域公共交通会議事務局 ・バス事業者 ・観光関係者 ・受託事業者 等	・既の実施している事業や今後実施を検討する事業に関する利用者目線での改善提案を話し合い、事業に反映させる。

- (1) 「全県的なマスタープラン」の推進に当たっては、**県が主体となり推進体制を設置・運営等**を行っている。
- ① 青森県 「青森県バス交通等対策協議会」 (法定協議会)
 - ② 奈良県 「奈良県地域交通改善協議会」 (法定協議会)
- (2) 「全県的なマスタープラン」の推進体制のみでなく、**マスタープランで定めた基本的な方針をもとに生活圏域などの地域別に目標・事業を設定するための「広域的な公共交通マネジメント」の推進体制の整備**や**地域別に「マスタープラン」を策定**するなど**広域的な公共交通ネットワークの形成**を目指している。
- (3) 「**広域的な公共交通マネジメント**」の推進に当たっては、**市町村が主体的に連携し設置・運営**を行っている例もあるものの、**県がコーディネート役となり市町村の連携体制をベースに設置・運営**している例が多い。
- ① **市町村が主体的に連携し設置・運営**
 - ・八戸市「八戸圏域公共交通計画推進会議」 (ワーキング)
 - ② **県がコーディネート役となり市町村の連携体制をベースに設置・運営**
 - ・青森県「青森県バス交通等対策協議会地域分科会等」
 - ・奈良県「奈良県地域交通改善協議会地域別部会・路線別検討会議」
 - ・鳥取県「鳥取県西部地域公共交通活性化協議会」 (法定協議会)
 - 「鳥取県東部地域公共交通活性化協議会」 (法定協議会)
 - 「鳥取県中部地域公共交通活性化協議会」 (法定協議会)